

平成 21 年 7 月 2 日

各 位

会社名 オリックス株式会社
代表者名 代表執行役 梁瀬行雄
(コード番号 8591 東証・大証第一部、NY)
問合せ先 社長室広報担当 藤井・横井
(TEL 03-5419-5102)

新株式発行のお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 23 日開催の当社取締役会決議および平成 21 年 7 月 2 日の代表執行役の決定に基づき、新株式発行を決定いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

当社は、世界的な経済の減速と信用収縮に適合するために、いち早く経営戦略の軸足を財務の安定性強化とバランスシートリスクの軽減に移し、将来の成長機会に向けて企業体質を強化してまいりました。これらの金融危機対策の総仕上げをするとともに、負債調達余力およびその柔軟性を向上させることが、金融危機後の市場の回復局面における優位なポジショニングに繋がると考えており、この度の新株式発行を決定いたしました。

今後は、これまで構築してきた当社グループ独自の事業基盤と顧客基盤を最大限に活用し、中堅・中小企業向けソリューションビジネスの推進、不動産関連事業、アジアへの展開という 3 つの分野に注力してまいります。

- ① 中堅・中小企業向けソリューションビジネス： 当社の顧客基盤である中堅・中小企業は日本経済の担い手です。当社は、多様な商品・サービスを中堅・中小企業にワンストップで提供できるという強みを有しており、金融のみならず、財務・経営上のあらゆるニーズに応えるソリューションビジネスを推進していきます。
- ② 不動産関連のバリューチェーンを活用した事業展開： 不動産事業および不動産ファイナンス事業の広範なバリューチェーンを活用し、資産を適切にコントロールしつつ安定収益とキャピタルゲインの確保を目指します。
- ③ アジアへの多角的事業展開： 当社は、1971 年の香港進出を皮切りにアジア地域の現地資本とパートナーシップを築き、広範なネットワークを構築してきました。これまではリースを中心とした事業を展開してきましたが、今後は日本で蓄積したノウハウを積極的に活用し、成長が期待されるアジア地域で多角的に事業を展開していきます。

今後、これらの分野に注力していくことが、当社グループの中長期的な成長に資するものと確信しています。

記

1. 募集株式の種類および数
下記①および②の合計による当社普通株式 18,000,000 株
① 下記 4.①および②記載の各募集における引受会社の引受けの対象株式として当社普通株式 16,289,600 株
② 下記 4.②記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 1,710,400 株
2. 払込金額の決定方法
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成 21 年 7 月 13 日(月)から平成 21 年 7 月 15 日(水)までの間のいずれかの日)に決定する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。
この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933 年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト (www.sec.gov) 上 (EDGAR) で無料で閲覧することができます。

3. 増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 募集方法
- ① 国内一般募集
国内における募集(以下、「国内一般募集」という。)は一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、UBS 証券会社、メリルリンチ日本証券株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、東洋証券株式会社および丸三証券株式会社(以下、「当初買取引受会社」という。)に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせ、日興シティグループ証券株式会社および UBS 証券会社を共同主幹事会社とし当初買取引受会社およびオリックス証券株式会社(以下、総称して「国内引受会社」という。)で構成される引受団が当該株式の一般募集の取扱いを行う。
 - ② 海外募集
米国および欧州を中心とする海外市場における募集(以下、「海外募集」という。)とし、UBS Securities LLC、Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated および Morgan Stanley & Co. Incorporated(以下、「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。)に、海外募集に係る株式を、総額個別買取引受けさせる。また前記 1.②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
 - ③ 前記①および②記載の各募集については、国内一般募集 4,886,860 株および海外募集 13,113,140 株の合計 18,000,000 株(前記 1.①記載の引受けの対象株式 16,289,600 株および前記 1.②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 1,710,400 株)を目処とするが、最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
 - ④ 前記①および②記載の各募集のジョイント・グローバル・コーディネーターは UBS 証券会社、メリルリンチ日本証券株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社および日興シティグループ証券株式会社とする。国内一般募集の共同主幹事会社は日興シティグループ証券株式会社および UBS 証券会社であるが、当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握および配分に関しては日興シティグループ証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握および配分に関しては UBS 証券会社が行う。また、海外募集の共同主幹事会社兼ブックランナーは、UBS Securities LLC、Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated および Morgan Stanley & Co. Incorporated とする。
 - ⑤ 前記①および②記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所市場第一部の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
 - ⑥ 前記①および②記載の各募集において引受手数料は支払わないが、これに代わるものとして国内一般募集と海外募集における発行価格(募集価格)と当初買取引受会社および海外引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を当初買取引受会社および海外引受会社の手取金とする。
5. 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933 年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会(SEC)のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。

日まで。

6. 払 込 期 日 平成 21 年 7 月 21 日(火)から平成 21 年 7 月 23 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
7. 申 込 株 数 単 位 10 株
8. 資 金 使 途 前記 4.①および②記載の各募集にかかる差引手取合計額から 30,000,000,000 円を有利子負債の返済に充当し、残額をグループ会社を含めた投融資資金に充当する予定である。
9. 払込金額、発行価格(募集価格)、増加する資本金の額および資本準備金の額、その他国内一般募集および海外募集に必要な一切の事項の決定については、代表執行役に一任されている。
10. 国内一般募集および海外募集については、金融商品取引法および 1933 年米国証券法による届出の効力発生をそれぞれ条件とする。

〈ご参考〉

1. 今回の募集による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数(平成 21 年 6 月 30 日現在)	92,217,488 株
新株式発行による増加株式数	18,000,000 株 (注)
新株式発行後の発行済株式総数	110,217,488 株 (注)

(注) 海外引受会社が前記 4.②記載の当社株式を買取る権利全部を行使した場合の数字です。

2. 資金使途

(1) 調達資金の使途

国内一般募集の差引手取概算額 27,149,489,192 円および海外募集の差引手取概算額上限 72,789,228,808 円を合わせた差引手取概算額合計上限 99,938,718,000 円の内、30,000,000,000 円を有利子負債の返済に充当し、残額をグループ会社を含めた投融資資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための経営基盤の確立および業績の向上に資するものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、事業活動で得られた利益を主に内部留保として確保することにより、事業基盤の強化や成長のための投資に活用し、財務の健全性を維持しつつ持続的な成長を果たすことが株主価値の増大に繋がると考えております。また、中長期的な利益成長による株主価値の増大に加え、適正な利益配分により株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

自己株式の取得についても、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化、株価の動向

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933 年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト (www.sec.gov) 上 (EDGAR) で無料で閲覧することができます。

および財務状況等を勘案のうえ、弾力的・機動的に対処してまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

経済環境の混乱期においては、内部留保の充実をより重視することが、中長期的な株主価値の向上に資するものと考えており、当面の間は経営の健全性の向上を最優先とした配当方針といたします。なお、配当の実施につきましては、基本的に年1回の期末配当を予定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、財務の健全性を維持しつつ持続的な成長を果たすべく、事業基盤の強化や成長のための投資に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益(連結)	2,177.10円	1,860.63円	246.59円
1株当たり配当額	130円	260円	70円
配当性向(連結)	6.0%	14.0%	28.4%
株主資本当期純利益率(連結)	18.30%	13.78%	1.80%
株主資本配当率(連結)	1.1%	1.9%	0.5%

- (注) 1. 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、株式および作成方法(以下、「米国会計基準」という。)に基づき記載されております。
2. 各決算期の株主資本当期純利益率および株主資本配当率については、米国会計基準に基づく資本合計を用いて算出しております。
3. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首株主資本と期末株主資本の平均)で除した数値であります。
4. 各決算期の株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首株主資本と期末株主資本の平均)で除した数値であります。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、新株式発行後の発行済株式数に対する潜在株式の比率は22.62%となる見込です。

- (注) 潜在株式の比率は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権、会社法第236条、第238条、第239条(当社取締役、執行役については第240条)の規定に基づく新株予約権、平成13年改正旧商法第341条ノ2に基づく新株予約権付社債、旧商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権がすべて権利行使された場合に交付される株式数および会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて権利行使された場合に交付される株式数の合計24,927,108株(平成21年6月30日現在)を新株式発行後の発行済株式数で除したものです。

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。
この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
・第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行価額の総額	150,000百万円
当初転換価額	7,138円
払込期日	平成20年12月17日(水)

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
始値	37,300円	31,100円	13,980円	3,320円
高値	38,150円	35,200円	21,240円	6,710円
安値	24,330円	11,930円	1,707円	3,200円
終値	30,700円	13,600円	3,170円	5,530円
株価収益率(連結)	14.10倍	7.31倍	12.86倍	—

(注) 1. 平成22年3月期の株価については、平成21年7月1日現在で表示しております。

2. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成22年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、国内一般募集及び海外募集の発行価格等決定日から払込期日の180日後までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に係る米国預託株式(以下、「ADS」という。)又は当社普通株式若しくはADSに転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、本件募集に係る当社普通株式の発行、株式の分割、株式の無償割当て、当社の会社組織再編に伴う普通株式の発行及び自己株式の交付、発行価格等決定日現在存在している新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による普通株式の発行及び自己株式の交付、ストックオプションとしての新株予約権等の発行及びその権利行使による普通株式の発行及び自己株式の交付、株式報酬制度による退職役員に対する自己株式の交付並びに単元未満株式売渡請求権の行使に従った自己株式の交付を除く。)を行わないこと等に合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターはその裁量で、共同して当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しています。

(5) 退職役員に対する自己株式の処分について

国内一般募集および海外募集に先立ち、当社は、平成21年6月23日(火)の代表執行役の決定に基づき、以下の要領により自己株式の処分を行います。

処分の目的は、平成21年6月23日(火)をもって退任した当社役員1名に対して、役員就任期間中の報酬の一部として処分するものです。当該退職役員に対する自己株式の処分による収入金は、全額運転資金に充当します。

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。
この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。

【処分自己株式の募集要領】

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | 5,750 株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1株につき 6,200 円(株式会社東京証券取引所市場第一部における平成 21 年 6 月 23 日(火)現在の当社普通株式の終値) |
| (4) 募集株式と引換えにする
金銭の払込みの期日 | 平成 21 年 7 月 9 日(木) |
| (5) 処分する自己株式を
引き受ける者 | 特定の第三者 |

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集の一部は、1933 年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト (www.sec.gov) 上 (EDGAR) で無料で閲覧することができます。